

令和7年度

岩手県雇用対策協定に
基づく事業計画

岩手県・岩手労働局

～ 目 次 ～

1	震災からの復興推進のための支援	1
2	地方創生への支援	2
3	若者・女性への支援	5
4	高齢者への支援	9
5	障がい者雇用の促進	10
6	職業訓練の効果的な実施のための連携	11
7	県・広域振興局と労働局・ハローワークの協力	13

前文

岩手県知事と岩手労働局長の間で締結された、岩手県雇用対策協定の第2条に基づき、令和7年度において実施する事業を次のとおり定める。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて事業・支援を実施する。

1 震災からの復興推進のための支援

【目標】 ○ハローワークによる就職件数

22,862人

(1) 復興のための人材確保・就業支援の連携

【目的】

岩手県は、いわて県民計画（2019-2028）の復興推進の基本方向において、東日本大震災津波からの復興は引き続き県の最重要課題であり、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」に位置づけた2つの原則を引き継ぎ、いわて県民計画（2019-2028）に基づく政策の推進や地域振興の展開と連動しながら、三陸のより良い復興の実現に向けた取組を推進していくこととしている。

このため、復興の進展に伴う地域の環境変化を踏まえ、長期的な観点に立ち、人口減少への対応や、地域の将来を担う人材の確保・育成、地域経済の活力の維持・拡大、市町村の枠を越えた広域的な地域振興に向けた取組を進める。

〔岩手県が実施する事業〕

- ① ハローワーク等と連携し、就職面接会や事業所見学会等により、求人企業と求職者とのマッチング機会を提供する。
- ② 就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」（以下「マッチングサイト」という。）により、就職支援情報やハローワークの求人情報を含む求人企業情報を積極的に発信する。
- ③ 岩手県のU・Iターン等相談窓口で、ハローワークの求人情報を提供し、U・Iターンによる人材確保を推進する。
- ④ 岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・運営等により、県内企業と県外のプロフェッショナル人材のマッチングに向けた取組を促進する。
- ⑤ 被災地における人材の確保及び就業した若者に対する人材育成を支援する。

〔岩手労働局が実施する業務〕

- ① 就職面接会や事業所見学会の実施、事業所訪問等による情報収集とともに求人

- ② 就職活動が長期化している求職者には担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施する。
- ③ 県や岩手県U・Iターンセンターへの事業所情報の提供やハローワークにおいて、岩手県が実施するU・Iターンフェアの周知・広報を行い、また、いわて就職マッチングフェアにおいて、ハローワークコーナーの設置等開催に協力する。
- ④ 随時ふるさと回帰支援センターへイベント情報の提供を行う。

【目的】

「岩手県が実施する業務」

- 「岩手労働局が実施する業務」

- ## 2 地方創生への支援

- 2 -

【目的】

岩手県は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、令和2年3月に「岩手県人口ビジョン」の改訂を行うとともに、「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」を策定し、人口減少に立ち向かうための基本目標を定めるとともに、今後5年間の主な取組方向や具体的な施策、数値目標等を示している。

これらの中で、労働施策・雇用対策等については、岩手県と岩手労働局が連携して実施する。

(1) U・Iターンの促進

【目的】

人口流出に歯止めをかけるため、新規学卒者の県内就職促進を図るとともに、県外に居住する方に岩手に関心を持ってもらうための事業を展開することにより、U・Iターンの促進と人材の確保を行う。

[岩手県が実施する業務]

- ① 岩手労働局、岩手県中小企業団体中央会及び（公財）ふるさといわて定住財団との共催により就職面接会やU・Iターンフェア等を実施し、県内企業の採用活動を支援する。
- ② 岩手県U・Iターンセンター（東京）、いわて暮らしサポートセンター（東京）及びいわてU・Iターンサポートデスクが連携してU・Iターンに関する相談を行う体制を構築、維持するとともに、県内企業の情報発信やマッチングサイト活用の支援を行う。
- ③ マッチングサイトを活用して、U・Iターン希望者を中心に求職者と県内企業とのマッチングを支援するとともに、いわてU・Iターンサポートデスク（県内に居住する求職者※がハローワーク求人への応募を希望する場合を除く）、岩手県U・Iターンセンター及びいわて暮らしサポートセンター（県外に居住する求職者に限る）において職業紹介を行い、U・Iターンの促進と人材確保の支援を行う。
- ④ 県内に居住する求職者がマッチングサイトを介して、またはいわてU・Iターンサポートデスクの窓口に来訪してハローワーク求人への応募を希望する場合、求職者をハローワークまたはハローワーク関連施設に誘導するものとする。

※ ここに言う「県内に居住する求職者」には「移住後1年以内の求職者」を除く。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① 毎月、「U・Iターン就職希望者及び就職者」の集計表を県に送付し情報共有するとともに、県下のU・Iターン促進等に資するツールとして活用する。
- ② 岩手県が首都圏及び宮城で開催（オンライン開催を含む）する就職面接会や企業説明会のリーフレットをハローワークに登録する求職者に配布し集客に貢献する。
- ③ 東京圏及び宮城の労働局と連携し、全国ネットワークを活用した岩手へのU・Iターン希望者に対する岩手の企業情報・生活情報・イベント情報の提供を行う。
- ④ 随時ふるさと回帰支援センターへイベント情報の提供を行う。

(2) 非正規労働者の正社員化の促進及び待遇改善

【目的】

非正規雇用については、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題がある。

就職氷河期世代をはじめとする非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を押し進めていくことが重要であるため、マッチング機会を増加させ、ミスマッチの解消を図り非正規労働者の正社員化を促進するとともに、待遇改善についても、企業に対して指導、周知・啓発を図り適正な待遇を確保する。

[岩手県が実施する業務]

- ① 岩手労働局等と連携し、経済団体への要請等により、正規雇用の拡大や安心して働ける雇用機会の拡充を図る。
- ② キャリアアップ助成金の活用促進等を通じて、正規雇用の拡大や、非正規雇用から正規雇用への転換等処遇改善に向けた取組を促す。
- ③ 就職氷河期世代をはじめとするミドル世代への支援については、岩手労働局等と連携を図りながら、当該世代の就職や正社員化等を促進するための企業向けセミナー、e-ラーニング講座等に加え、求職者及び県内企業の個別マッチングの支援により、非正規雇用労働者の正規雇用化等を促進する。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① 岩手労働局と岩手県を構成員とした「岩手県正社員転換・待遇改善等実現本部」が策定した「岩手県正社員転換・待遇改善実現プラン」は、令和2年度で5年間の計画期間が終了したが、正社員転換・待遇改善については重要な課題であることから、引き続き岩手県等と連携を図り、キャリアアップ助成金の活用促進や産

業関係団体への要請等の取組を実施する。

- ② 正社員求人提出事業所と、正社員就職希望者のマッチングの場をタイムリーに提供するため、ハローワークにおいて小規模の面接会を開催する。
- ③ パートタイム・有期雇用労働者を雇用する事業主等を対象として、パートタイム・有期雇用労働法について周知を行うとともに、監督署と連携した取組みにより報告徴収を実施し同一労働同一賃金の遵守徹底を図るほか、「岩手働き方改革推進支援センター」の活用を促す。
- ④ 派遣労働者の待遇に関し労使で締結している「労使協定」を点検し、その点検結果に基づいて個別指導または集団指導を実施することにより法の着実な履行を図る。
- ⑤ ハローワーク盛岡に就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等、就職から職場定着まで一貫した支援に取り組む。

3 若者・女性への支援

【目標】	○高卒者の県内就職率	84.5%
	○県内大学等卒業者の県内就職率	49.5%
	○マザーズコーナーの就職件数	前年度実績以上

(1) 次代を担う若者の雇用機会の確保、地元定着支援

【目的】

未就職卒業者の減少を図るとともに、若者や女性の県内就職・定着支援を強力に実施し、人口減少に歯止めをかけ、将来の岩手を担う人材の確保・定着を図る。

[岩手県が実施する業務]

- ① 「いわてで働こう推進協議会」において、産業界や金融機関、教育機関等と連携して、オール岩手の体制で若者や女性等の県内就業の促進や、働き方改革の推進等に関する協議、情報共有、啓発等を行う。
- ② 岩手労働局、ハローワーク及び市町村等と連携し、新規学卒者の採用枠の確保等に関する経済団体等への要請を行う。
- ③ 各広域振興局等に就業支援員及び県内就業・キャリア教育コーディネーターを配置し、ハローワークに配置されている就職支援ナビゲーターや地域若者サポートステーションと連携し、県内就職及び職場定着支援を行う。
- ④ 高校、大学等からの依頼により、生徒、学生、保護者、教員を対象としたオー

ダー型出張セミナーを実施する。

- ⑤ 県就職マッチングサイトにより関係機関が実施している就業支援の一元的な情報発信を行う。
- ⑥ 企業向けセミナーの開催等により、県内企業における大学生等のインターンシップを促進する。
- ⑦ 県内高等教育機関と連携した県内企業の魅力等を伝える授業、企業の大卒者等若者人材の確保を促進するための勉強会、及び県内企業の職場定着支援の実施により、若者の県内就職・県内定着を促進する。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① 岩手県・広域振興局と連携し、主要経済団体に雇用機会の確保要請を行うほか、学生・生徒のニーズを踏まえた求人開拓を実施する。
- ② 広域振興局等に配置されている就業支援員と連携、情報共有を図りながら就職支援ナビゲーターによる職場定着支援を行う。
- ③ 新卒応援ハローワークやハローワークに配置した就職支援ナビゲーターの学校訪問による就職支援や、就職面接会の開催等の他、地域若者サポートステーション及び広域振興局等に配置されている就職支援員との連携を強化し、新規学卒者の支援を実施する。
- ④ 高校生、中学生に対して、県内就職希望者の増加や将来就職した際の早期離職の防止のため、管内の中小企業の説明、職業意識の啓発、労働法規の周知を中心とした「職業意識啓発事業」について、実施校を増やすとともに、ジョブカフェいわてが実施しているオーダー型出張セミナーとの連携を図る。
また、大学生等に対しても労働法セミナーを実施する。
- ⑤ 若者雇用促進法に基づく、新卒者の募集を行う企業の職場情報の提供の仕組み及び若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業についての厚生労働大臣の認定（ユースエール認定）制度や、職業安定法に基づく、ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理について、ハローワークや県のセミナー等での周知を徹底することにより着実に実施する。
- ⑥ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策を強化するため、労働局及び労働基準監督署に設置している「総合労働相談コーナー」や「新卒応援ハローワーク」において相談を受け対応する。

(2) ジョブカフェいわてと新卒応援ハローワーク（わかもの支援コーナー）、職業相談コーナー等との連携による一体的実施

【目的】

職業意識啓発から職場定着まで一貫した就職支援、職業スキルの向上を含む人材育成を一貫して支援する。

[岩手県が実施する業務]

- ① 職業相談・紹介のため、ジョブカフェいわて利用者やマッチングサイト登録者で県内居住者のうち、新規学卒者は新卒応援ハローワーク、35歳未満の若者はわかもの支援コーナー、49歳未満の者は職業相談コーナーに誘導する。
- ② 岩手労働局等が開催する新卒者・既卒者を対象とした就職ガイダンスや就職面接会において、ジョブカフェいわての相談ブースを開設し、企業情報の提供や就職に向けたアドバイス等の支援を行うとともに、相談内容に応じて新卒応援ハローワーク等の相談ブースに誘導する。
- ③ U・Iターン就職相談窓口においてU・Iターン希望者に対する就職イベント等の情報を提供する。
- ④ 学生や求職者等を対象としたセミナーを開催する。セミナーの内容については、新卒応援ハローワーク、わかもの支援コーナー、職業相談コーナーと連携した上で最大限利用者に効果的な形で実施する。
- ⑤ 岩手労働局が実施する「ユースエール認定企業」等についての周知・啓発に協力する。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① 職業意識形成を支援するため、新卒応援ハローワーク、わかもの支援コーナー、職業相談コーナー等の利用者をジョブカフェいわてに誘導する。
- ② 学生のニーズを踏まえた求人開拓、担当者制による職業紹介を実施する。
- ③ 就職未内定者の状況を把握し、新卒者・既卒者の就職面接会等を岩手県と共同で開催する。
- ④ 岩手県が開催するU・Iターンイベント情報を登録者に提供する。また、イベント会場でのハローワークコーナーの設置等開催に協力する。
- ⑤ トライアル雇用助成金やキャリアアップ助成金等を活用した職業スキルの向上を支援する。
- ⑥ 就職者の職場定着を図るため、セミナー等による内定者への支援を実施するとともに、企業内の育成環境の整備に繋がる育成担当者向け研修を委託方式で実施する。
- ⑦ 若者の採用、育成に積極的な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」について、認定企業を紹介する動画、冊子を活用し若年者と中小企業等とのマッチングを進める。

(3) 女性の活躍促進

【目的】

女性の活躍促進を図るため、平成27年9月に公布された「女性活躍推進法」の確実な施行に取り組むほか、企業におけるポジティブ・アクションの一層の促進と、就職を希望する子育て女性等に対しては、マザーズコーナー等における就職支援を積極的に実施する。

また、誰もが働きやすい環境づくりの推進や、女性が働きながら安心して出産・育児ができるような労働条件の整備が必要になっており、ワーク・ライフ・バランスの確保を推進していく。

[岩手県が実施する業務]

- ① 学生、経営者等に対する女性活躍促進に関する意識啓発や、女性が働きやすい環境整備を行う企業の取組への支援を行う。
- ② 職場環境の改善に向けて、いわてで働こう推進協議会を核として、いわて働き方改革推進運動を展開するとともに、いわて女性活躍認定制度やいわて子育てにやさしい企業等認証制度等の認証取得を促進する。
- ③ 岩手労働局が開催する、女性の活躍促進に関する助成制度や各種セミナー、ポジティブ・アクションについての周知・啓発に協力する。
- ④ 子育てサポート企業として企業を認定する「くるみん認定制度」等についての周知・啓発に協力する。
- ⑤ いわて女性の活躍促進連携会議に「女性の就業促進部会」を設置し、女性の活躍・就業促進に向けた取組を進める。
- ⑥ 岩手労働局、ハローワーク及び市町村等と連携し、女性の活躍促進に向けた雇用環境の確保等に関する経済団体等への要請を行う。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① 女性の活躍状況が優良な企業である「えるぼし認定」や「プラチナえるぼし認定」、子育てサポート企業である「くるみん認定」や「プラチナくるみん認定」及び「トライくるみん認定」について、取得促進のための取り組みを推進する。また、認定を取得した企業については、当局ホームページへの掲載やハローワークの求人票にその旨表示を促すよう、効果的な周知を行う。
- ② いわて女性の活躍促進連携会議の構成団体等と連携し、取り組みを進める。
- ③ ハローワークにおいては、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保並びにマッチング支援に努めることにより女性等の就職支援の充実を図る。

- ④ 県内ハローワークマザーズコーナーにおいては、L i n e 等を活用し、女性の就労に関する就職等情報を積極的に提供とすることにより、子育て女性等の就職促進に努める。

4 高齢者への支援

【目標】 希望者全員が65歳以上まで働ける企業数 前年以上

ハローワークにおける65歳以上の
高齢者の就職件数

前年度実績以上

【目的】

人口減少の中で社会の活力を維持・成長させるため、働く意欲のある65歳以上の高齢者が活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えて行くことが必要である。

〔岩手県が実施する業務〕

- ① 就労を希望する高齢者に就業機会を確保・提供するため、岩手県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の運営費に対し補助するなど、連合会と連携しつつ、高齢者の雇用を促進する。
- ② 各広域振興局等において、高齢者の雇用や就職に関する相談に対応するほか、関係機関等と連携を図りながら、高齢者の活躍促進に向けた取組を進める。

〔岩手労働局が実施する業務〕

- ① 企業における高齢者の定年延長・継続雇用制度の他、70歳までの就業を促進するため、個別訪問による助言・指導を実施する。
- ② 70歳雇用推進プランナー制度及び高齢者雇用アドバイザー制度や65歳超雇用推進助成金等、高齢者雇用に関する支援制度の積極的な活用を図る。
- ③ 高齢者に対する再就職支援を強化するため、専用窓口の設置等担当者制による職業相談やチーム支援等による65歳以上を中心に、60歳以上の高齢者の再就職支援を充実強化する。
- ④ 地域における就業機会を確保するため、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者の受け皿としてシルバー人材センター事業を推進する。
- ⑤ 積極的に60歳以上の求職者の応募について理解を得られている「60歳以上応募歓迎求人」を幅広く把握するとともに、求人情報検索機で検索可能とする等、

高齢者に対して積極的に求人情報を提供し早期再就職を図る。

5 障がい者雇用の促進

【目標】 障害者実雇用率 2. 5 0 %

(1) 障がい者の法定雇用率達成をめざしての連携

【目的】

障がい者就労支援機関や特別支援学校、医療機関等（以下「障がい者支援機関」という。）の職員や障がい者等に対し、企業での雇用についての理解を促進し、福祉・教育・医療から一般雇用への流れを一層促進する。

[岩手県が実施する業務]

- ① 障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施するとともに、ハローワークでの職業相談と連携して一般雇用を促進する。
- ② 障がい者雇用を積極的に行っている事業所を表彰し、その取組内容等を岩手県のホームページ等を通じて紹介し、企業の障がい者雇用を促進する。
- ③ 県内企業を対象としたセミナーや就労支援担当者を対象とした就業支援実務者研修を開催することで、障がい者雇用への理解促進と就労支援機能の強化を図る。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① 地域の障がい者支援団体と連携し、一般雇用に向けたチーム支援を実施する。
- ② 企業の従業員等を対象として、障がい者雇用について具体的な理解を深めるためのセミナーや障がい者を雇用している事業所の見学会を開催する。
- ③ 障がい者支援機関の職員等を対象として、企業での雇用についての正しい理解を深めるための就労支援セミナーを開催する。

(2) 雇用機会、職場実習体験機会の拡大に向けた経営者団体等への要請

【目的】

関係団体等に対し、障がい者の雇用機会と職場実習の体験機会の拡大についての要請を行い、障がい者雇用に向けた企業意識の醸成及び障がい者や障がい者支援機関と企業との相互理解を図る。

[岩手県が実施する業務]

- ① 岩手労働局、ハローワーク及び市町村等と連携し、障がい者を含む多様な人材

の雇用の場の確保について、経済団体等への要請を行う。

- ② 障がい者雇用優良事業所及び雇用事例を岩手県のホームページに掲載し、障がい者雇用への意識啓発を図る。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① 知事及び労働局長との連名により、経営者団体等への要請を行う。(再掲)
- ② 岩手県と連携して事業主の意識啓発、事業主指導を行う。

(3) 就業支援から職業紹介まで、就業・生活両面にわたる連携支援

【目的】

職業生活における自立を図るため、就業面と生活面にわたる一体的な支援を共同で行う。

[岩手県が実施する業務]

- ① ハローワークが実施する「障がい者就職相談会」のイベント等に協力する。
- ② 障がい者等からの社会生活、日常生活の相談と必要な指導及び援助を行うため、「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）」を障がい者支援団体等に委託し、就業と連携した支援を行う。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① ハローワークにおいて、障がい者の雇用を目的とした「障がい者就職相談会」を積極的に開催する。
- ② 障がい者等からの就業等の相談と必要な指導及び援助を行うため、「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定事業）」（以下「センター事業」という。）を障がい者支援団体等に委託し、支援を充実する。
- ③ センター事業受託団体と連携し、支援対象者の求人開拓や就職準備段階から職場定着までの支援を行う。

6 職業訓練の効果的な実施のための連携

【目標】 ○公共職業訓練（修了3か月後の就職率）

①施設内訓練 82.5%以上 ②委託訓練 75%以上

○求職者支援訓練（修了3か月後の雇用保険適用就職率）

①基礎コース ５８％以上 ②実践コース ６３％以上

【目的】

求人・求職者の動向や訓練ニーズを把握し、公共職業訓練、求職者支援訓練を効果的に設定し人材の育成を図る。

(1) 職業訓練ニーズを踏まえた適切な職業訓練コースの設定

[岩手県が実施する業務]

- ① 岩手労働局と連携して、生産性向上に向けたＩＴ分野、需要や成長が見込まれる産業分野、人手不足にある業種や被災地域の復興に対応した分野など、地域のニーズを踏まえた職業訓練コースを設定し、人材育成に取り組む。
- ② 岩手労働局が開催するハローワークの窓口担当者を対象とした「訓練担当者会議」に積極的に参加し、岩手労働局と連携して地域の訓練ニーズの把握に努める。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① 求人・求職者の訓練ニーズを把握するためのアンケート調査を周期的に実施し、その結果を体系的に整理した上で岩手県に情報提供する。
- ② 上記により把握した訓練ニーズから公的職業訓練を効果的に実施するため、岩手県及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部（以下「機構」という。）と連携し、「岩手県地域職業訓練計画」を策定する。
- ③ 関係機関（岩手県、機構等）と連携して「訓練担当者会議」を開催し、地域の訓練ニーズを把握する。

(2) 職業訓練の周知のための取組

[岩手県が実施する業務]

- ① 公共職業訓練の実施予定等を岩手県のホームページに掲載するとともに、ハローワークに情報提供する。
- ② ハローワークが開催する職業訓練説明会において、実施する公共職業訓練の説明を行うとともに、訓練実施機関に当該説明会の周知及び参加勧奨を行う。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① 公的職業訓練の愛称「ハロートレーニング」を活用したポスター・リーフレット等を作成し周知を行うほか、労働局のホームページやＳＮＳ及びハローワーク

の窓口等での周知を積極的に行い、公的職業訓練の情報を広く発信する。

- ② ハローワークにおいて、職業訓練説明会等を開催し、訓練の内容や訓練修了後の就職状況について説明するなど、職業訓練の積極的な周知を図る。

(3) 職業訓練受講者に対する就職支援

[岩手県が実施する業務]

- ① 公共職業能力開発施設において、一人でも多くの受講者を訓練修了後に就職に結びつけるべく、ハローワークと連携を図りながら、訓練受講者に対する就職支援に取り組む。

[岩手労働局が実施する業務]

- ① 公的職業訓練受講者に係る相談業務を強化し、訓練修了（予定）者の就職の実態を十分把握の上、適切な就職支援を行う。
- ② 訓練実施機関と連携し訓練修了未就職者の情報を把握するとともに、担当者制による職業相談の実施など、きめ細やかで適切な就職支援を行う。

7 県・広域振興局と労働局・ハローワークの協力

(1) 労働局が行う職業紹介と県が行う就職支援等の住民サービスを共同で提供する一体的実施事業の推進

「県央総合就業支援拠点」（盛岡市）及び「県南総合就業支援拠点」（奥州市）において、求職者の生活相談・支援から職業相談・紹介までをワンストップで行う。

① 県央総合就業支援拠点 【構成する機関（事業目標）】

○ジョブカフェいわて

（利用者数 35,000 人）※パソコン閲覧、セミナー、面談会参加者等含む。

○職業相談コーナー

（新規求職者数 2,839 人、就職者数 1,005 人）

（ジョブカフェいわてから誘導される求職者数 227 人）

（紹介就職率 労働局平均以上（35.4%））

（1人あたり1日平均相談件数 3件以上）

（新規求職者のうち49才までの割合 47.0%）

② 県南総合就業支援拠点 【構成する機関（事業目標）】

○ジョブカフェ奥州

(利用者数 6,000 人) ※パソコン閲覧、セミナー、面談会参加者等含む。

○くらし・安心応援室

(利用者数 275 人、支援対象者数 120 人)

○ハローワークコーナー

(新規求職者数 635 人、就職者数 225 人)

(ジョブカフェ奥州とくらし・安心応援室から誘導される求職者数 206 人)

(紹介就職率 労働局平均以上 (35.4%))

(1 人あたり 1 日平均相談件数 3 件以上)

(新規求職者のうち 3 4 才までの割合 17.6%)

(2) 県内立地企業の人材確保を共同で推進

震災復興等による新規立地企業について、既存事業所との関係も考慮しつつ必要な情報を共有し人材確保を図る。

(3) 大量雇用調整が発生した場合、連携して迅速に対応

地域に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、連携した情報収集、企業への要請、再就職支援を実施する。また、必要に応じ関係機関による雇用対策本部を立ち上げ離職者支援を実施する。

(4) 生活困窮者及び生活保護受給者等に対する就労による自立支援を共同で実施

生活困窮者や生活保護受給者等の就労自立を促進するため、福祉事務所等とハローワークのチーム支援実施体制を踏まえて締結した「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定」に基づき、福祉関係機関等と共同で、支援対象者の選定から職場定着支援まで、一貫した支援を実施する。

また、児童等を扶養するひとり親家庭について各種助成金制度等の活用を図るほか、8 月の児童扶養手当「現況届」提出時において、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施する。その際、地方公共団体にハローワークの臨時相談窓口を設置するなどにより早期再就職の促進を図る。

(5) 労働相談窓口の連携強化、相談員研修会への協力

関係機関による「労働相談・個別労働紛争解決制度関係連絡協議会」や合同労働相談会を開催するとともに、労働相談への的確な対応を図るため相談員の資質

向上を目指した研修会に相互に協力する。

(6) 働き方改革の推進に向けた積極的な周知・広報

「岩手労働局働き方改革推進本部」のもと、県内の各種団体等に対する働きかけを行う。

岩手県が設置した「いわてで働こう推進協議会」での議論を踏まえ、経済団体・労使団体の会合等を通じて、働き方改革に向けた機運の醸成を図る。

(7) 県の労働雇用施策の推進に資する基本データ等を労働局が提供

県内の一般職業紹介状況や雇用保険等雇用に関するデータ等を定期的に提供するとともに、ハローワーク管内の情報に関する随時の要請にも対応する。

また、全国で実施している国と地方自治体との一体的実施事業の好事例等について、定期的に情報提供する。

(8) 県・労働局それぞれが実施する各種講習・セミナー等を共同でPR

(9) 県・労働局それぞれの事業主向け支援策を共同でPR

(10) 地域における外国人の就労支援

事業主に対するセミナーを協力して開催することなどにより、雇用管理の改善に向けた取組を促す。

また、岩手県が設置している国際交流センターとハローワークの連携により、外国人に対する相談窓口等の情報を提供する。

岩手県雇用対策協定に基づく令和7年度事業計画の概要

(参考1)

1、震災からの復興推進のための支援

- 本格復興のための人材確保・就業支援の連携
- 長期・安定的な雇用創出・拡大に向けての連携

＜目標値＞ ハローワークによる就職件数 22,862 人

2、地方創生への支援

- U・Iターンの促進
- 非正規労働者の正社員化の促進及び待遇改善

＜目標値＞ U・Iターン就職者数 1,000 人

ハローワークによる正社員就職・正社員転換数 前年度実績以上

3、若者・女性への支援

- 次世代を担う若者の雇用機会の確保、地元定着支援
- ジョブカフェいわてと新卒応援ハローワーク、わかもの支援コーナー等との連携による一体的実施
- 女性の活躍促進

＜目標値＞ 高卒者の県内就職率 84.5 %

県内大学等卒業者の県内就職率 49.5 %

マザーズコーナー就職件数 前年度実績以上

4、高齢者への支援

- 高齢者への支援

＜目標値＞ 希望者全員が65歳以上まで働ける

企業数 前年以上

ハローワークにおける65歳以上の

高齢者の就職件数 前年度実績以上

5、障がい者雇用の促進

- 障がい者の法定雇用率達成をめざしての連携
- 雇用機会、職場実習体験機会の拡大に向けた経営者団体等への要請
- 就業支援から職業紹介まで、就業・生活両面にわたる連携支援

＜目標値＞ 障害者実雇用率 2.50%

6、職業訓練の効果的な実施のための連携

- 職業訓練ニーズを踏まえた適切な職業訓練コースの設定
- 職業訓練の周知のための取組
- 職業訓練受講者に対する就職支援

＜目標値＞ 公共職業訓練受講者の就職率

施設内訓練 82.5%以上、委託訓練 75%以上

求職者支援訓練受講者の就職率

基礎コース 58%以上、実践コース 63%以上

岩手県雇用対策協定に基づく令和6年度事業計画の目標値と事業実績値

(参考2)

実施項目				6年度目標値	6年度実績値
1	震災からの復興推進のための支援	ハローワークによる就職件数		24,571人	21,664人
2	地方創生への支援	U・Iターン就職者数		1,000人	618人
		首都圏でのU・Iターン就職面接会参加者数		250人	0人
		正社員就職・転換数		9,529人	8,673人
3	若者・女性への支援	新規高卒者県内就職割合		84.5%	70.8%
		県内大学卒業予定者県内就職率		49.0%	38.3%
		マザーズコーナー就職件数		1,005人	972人
4	高齢者への支援	希望者全員が65歳以上まで働ける企業数		2,373社	2,361社
		ハローワークにおける65歳以上の高齢者の就職件数		2,487件	2,460人
4	障がい者雇用の促進	障害者実雇用率		2.50%	2.50%
5	職業訓練の効果的な実施のための連携	公共職業訓練受講者の就職率	施設内訓練	82.5%以上	78.7%
			委託訓練	75%以上	75.8%
		求職者支援訓練受講者の就職率	基礎コース	58%以上	71.4%
			実践コース	63%以上	63.6%